

参考資料

令和6年度福祉部当初予算PR資料

兵庫県 令和6年度当初予算案(福祉部分)

予算規模

(単位：千円)

会計	令和5年度 当初予算額	令和6年度 計上予算額	財源内訳				対前年比 (%)
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
一般会計	367,792,081	377,850,064	16,735,873	10,686,270	1,598,300	348,829,621	102.7%
特別会計	488,542,203	480,350,556	129,915,497	350,297,061	36,938	101,060	98.3%
母子父子寡婦福祉資金	320,724	320,757	0	182,760	36,938	101,059	100.0%
国民健康保険	488,197,450	480,005,769	129,915,497	350,090,271	0	1	98.3%
県有環境林	24,029	24,030	0	24,030	0	0	100.0%
合計	856,334,284	858,200,620	146,651,370	360,983,331	1,635,238	348,930,681	100.2%

施策体系 ～安全安心な福祉社会の実現～



地域福祉力の向上と
社会福祉基盤の充実

- ・ ヤングケアラー等支援
- ・ 民生委員の担い手確保
- ・ 権利擁護体制の整備
- ・ 子ども食堂等への支援



高齢者の安心確保と
子ども・子育て支援の充実

- ・ 高齢者の自立支援や重度化防止
- ・ 介護人材確保
- ・ 放課後児童クラブ待機児童対策
- ・ DV被害者、困難を抱える女性支援 等



ユニバーサル社会づくりと
障害者のくらし支援

- ・ パラスポーツの振興
- ・ 障害者芸術への支援
- ・ ひきこもり対策
- ・ 依存症対策 等



新規拡充事業(主なもの)



I 地域福祉力の 向上と社会福祉 基盤の充実	① ヤングケアラー支援体制の拡充	18,672千円	1
	② 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策	6,600千円	2
	③ 権利擁護支援体制整備・拡充事業	1,543千円	3
	④ 子ども食堂等への支援	13,189千円	4
II 高齢者の安心 確保と子ども・ 子育て支援の充実	① 自立支援・重度化防止普及推進事業	988千円	5
	② 市町の介護予防・生活支援事業への伴走型支援	3,300千円	6
	③ 民の力を活用した特定技能外国人等確保の推進	1,000千円	7
	④ 社会福祉法人等奨学金返済支援制度の拡充	15,971千円	8
	⑤ 介護業務における労働環境改善・業務効率化支援事業	1,500,000千円	9
	⑥ 放課後児童クラブ夏休み開所支援事業	9,752千円	10
	⑦ 保育所における放課後児童開設への支援プログラム事業	8,000千円	11
	⑧ 保育現場の給食提供のあり方合同研修事業	568千円	12
	⑨ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	38,200千円	13
	⑩ ケアリーダーへの支援の充実	21,707千円	14
	⑪ DV防止・被害者保護推進強化事業	10,760千円	15
III ユニバーサル 社会づくりと 障害者のくらし支援	① ユニバーサルなスポーツ施設調査・検討事業	1,042千円	16
	② 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会負担金	100,000千円	17
	③ 障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクト	2,767千円	18
	④ 障害児等職業体験事業	5,200千円	19
	⑤ 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	7,090千円	20
	⑥ ひきこもり対策総合支援事業	91,966千円	21
	⑦ 障害者ピアサポート研修事業	3,000千円	22
	⑧ 入院者訪問支援事業	1,101千円	23
	⑨ 依存症にかかる自助グループ活性化及び啓発促進等事業	11,149千円	24

【拡】ヤングケアラー支援体制の拡充

事業内容

R6当初 18,672千円

「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、令和4年度から実施してきた県の支援実績を、より住民に身近な市町と共有し、**全市町において相談体制や支援体制が確保**されることを目指し、取組内容を拡充する。

【新】1 市町の取組促進を図る支援モデルの構築及びキャラバン研修

- ・ 市町支援マニュアルの作成(相談事例・関係機関連携等のマニュアルを作成)
- ・ キャラバン研修の開催(地域毎の支援体制を踏まえた研修会を開催)

【新】2 ピアサポートの全県的な展開・育成

- ・ 全県オンライン交流会の開催(SNS広報等を活用し、全県的な交流会を開催)
- ・ 支援団体との情報交換会の開催(好事例等を共有し、団体の支援力を向上)

3 その他相談支援・普及啓発等

- ・ 専門相談窓口の設置
(県社会福祉士会に相談員2名を配置)
- ・ 支援者向け研修の開催
(基礎研修や多職種連携研修を開催)
- ・ 配食支援の実施
(ふるさと寄附金を財源に世帯全員分のお弁当を配達)



【多職種連携研修】

新 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

事業内容

R6当初 6,600千円

民生委員の担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、新たに広報活動等を通じた多世代への理解促進や、タブレット端末を活用したICT化など、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた市町の取組への支援を行う。

1 補助対象事業

市町が実施する以下の取組を支援

- ①業務負担の軽減
タブレット端末を活用したICT化等
- ②理解度の向上
地域の見守り活動への体験参加等
- ③多様な世代の参画
SNS等を通じた大学生等への周知・広報活動等

2 負担割合

国1/2、県1/4、市町1/4



【高齢者宅への訪問活動】

新 権利擁護支援体制整備・拡充事業

事業内容

R6当初 1,543千円

成年後見人等の権利擁護の担い手が不足する中、全県域で**尊厳のある本人らしい生活の継続が支えられるよう**、権利擁護支援体制の拡充と担い手養成を**段階的に実施**する。

1 権利擁護にかかる研修

権利擁護支援等に関する県協議会の方針に基づき、県・市町で役割分担の上、全県的な研修を実施

区分	対象	内容
① 権利擁護サポーター等養成研修	一般県民	成年後見の制度・法律、対象者との接し方などの基礎的内容
① 法人後見実施法人等養成研修	法人後見実施法人等	法人後見の基本理念等を学ぶとともに、実施法人間の情報交換等を実施
② 意思決定支援研修	福祉サービス従事者、市町職員等	意思決定支援の考え方・手法等

拡 子ども食堂等への支援

事業内容

R6当初 13,189千円

地域の子どもや生活困窮世帯への支援を推進するため、ふるさとひょうご寄附金を活用し、**子ども食堂の開設支援や弁当の配食等を実施**する。

1 子ども食堂開設支援

《対象経費》 調理器具(炊飯器、冷蔵庫等)、家具、食器など

《補助上限》 月2回以上実施:200千円、月1回実施:100千円



【子ども食堂】

2 ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援

《補助対象》 配食を行う子ども食堂、子ども食堂へ食品供給を行うフードバンク

《対象経費》 初度経費(自転車、クーラーボックス等)、運営費(配送に係る燃料費等)

【新】3 ひょうごフードサポートネットHPの構築・運営

《内 容》・食材の需要・供給情報を掲載し、食材マッチングを効率化

・取組事例を紹介し、新たな参画者・寄附獲得を促進

新 自立支援・重度化防止普及推進事業

事業内容

R6当初 988千円

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすためのQOL改善に資する取組みとして今後、高齢者の**自立支援や重度化防止の取組**が一層重要となる。

このため、有識者・事業者等で構成する研究会を設置し、好事例や先進的事例の調査・収集及び動画配信等による横展開を図ることで、**介護施設・事業所における取組**を支援する。

1 研究会の設置

《構成員》

学識経験者、事業者団体等

《主な検討内容》

- ・好事例等の評価検討
- ・横展開する好事例等の選定
- ・好事例等の調査・収集

2 好事例等の発信

取組事業所が作成した啓発動画の動画配信等

新 先導的な取組のノウハウを活用した 市町の介護予防・生活支援事業への伴走型支援

事業内容

R6当初 3,300千円

介護予防・日常生活支援総合事業(※)に関する先導的な取組のノウハウを有する専門家等を市町に派遣し、「**通いの場**」の活性化など介護予防事業に関する具体的な実施手法の助言等により、市町の総合事業の充実に向けた**継続的な「伴走型支援」**を行う。

※介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法に定められている取組。市町が中心となり地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援の方等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

1 支援内容

集合研修(ワークショップ形式) 1回
直接研修(個別支援) 3回
総括研修(研修会・報告会) 1回

・集合研修と総括研修は、対象市町以外も参加可能な集合研修を予定
・直接研修も他市町の担当者が傍聴可能なオープン支援を予定し、県内市町への横展開を図る。

2 支援対象

4市町程度を選定

3 実施方法

民間事業者へ委託

新 民の力を活用した特定技能外国人等確保の推進

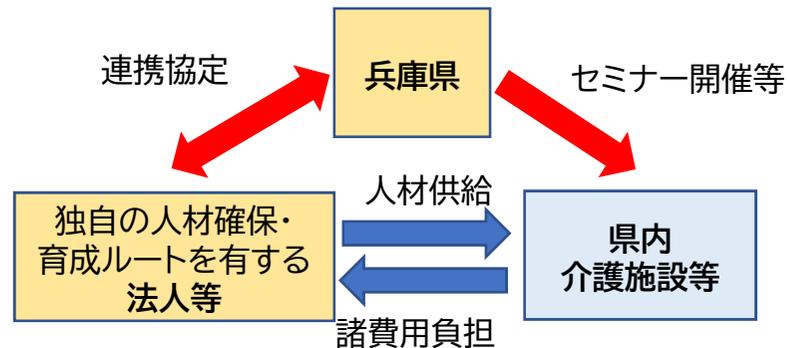
事業内容

R6当初 1,000千円

介護人材確保のため、外国人介護人材の一層の受入促進が重要となる。
 即戦力として期待の高い特定技能の外国人介護人材の確保及び育成に独自のルートで先駆的に取り組む県内の社会福祉法人等と連携した取組を推進し、県内介護施設・事業所における質の高い外国人介護人材の確保を図る。

1 県内社会福祉法人等との連携協定締結

2 県内事業者へ連携協定を広く周知し、マッチングを後押しするセミナー開催等



	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> 県内介護施設等に対する法人等の取組の周知 外国人介護人材受入に必要な情報提供・支援
法人	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能外国人の確保及び育成 県内介護施設等への情報提供及び就職支援

【参考】外国人介護人材の定着・促進に関する現行の主な取組

- ・外国人介護人材を受入れていない事業所に対して受入の手続きや好事例を紹介するセミナーの開催
- ・特定技能外国人の長期定着を図る介護福祉士資格取得支援
- ・外国人留学生を対象とした介護福祉士養成校への進学説明会の開催支援

【拡】 社会福祉法人等奨学金返済支援制度の拡充

事業内容

R6当初 15,971千円

兵庫型奨学金返済支援制度を、**法人の人材確保・定着やUJIターンの促進**、これから結婚・子育てをする**若者・Z世代へのさらなる支援**として令和6年度から**拡充**する。

1 支援対象

- (法人)県内に法人本部のある社会福祉法人等
(介護・障害・保育・児童等)
- (職員)対象法人に勤務し次の全てを満たす方
 - ・日本学生支援機構の奨学金返済義務がある。
 - ・正規職員で**40歳未満**
 - ・県内事業所に勤務

2 補助期間 対象者1人につき**最大17年間**

3 補助額 年間返済額の2/3
(上限12万円)

県	法人
2/3	1/3

	対象年齢	補助期間	補助総額	最大補助期間	補助総額	※ 対象法人の要件
拡充後	40歳未満	最大17年 ※要件あり	306万円 県 法人 204万 102万	【新】17年	306万円 (うち県204万円)	ミモザ企業 + ワーク・ライフ・バランス認定・表彰
現行	30歳未満	最大5年	90万円 県 法人 60万 30万	【新】10年	180万円 (うち県120万円)	ミモザ企業(新認定区分) + ワーク・ライフ・バランス宣言
				5年	90万円 (うち県60万円)	— (上記以外の法人)

※ 奨学金の平均返済期間14.5年、平均借入額約310万円をカバー可能な内容に拡充

【拡】介護業務における労働環境改善・業務効率化支援事業

事業内容

R6当初 1,500,000千円

働きやすい職場づくりの推進に向け、**介護ロボット・ICT機器の活用による介護現場の生産性向上の取組を支援**し、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図る。

1 対象事業所 介護施設・事業所

2 対象経費

- ・介護ロボット(見守りセンサー、移乗リフト等)
- ・見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi等)
- ・ICT機器(介護記録ソフト、タブレット、スマートフォン、インカム等)

3 負担割合 国12/20、県3/20、事業者5/20

導入機器例



【見守りセンサー】



【装着型パワーアシスト】

※「介護ロボットの開発・普及の促進」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>)を加工して作成

新 放課後児童クラブ夏休み開所支援事業

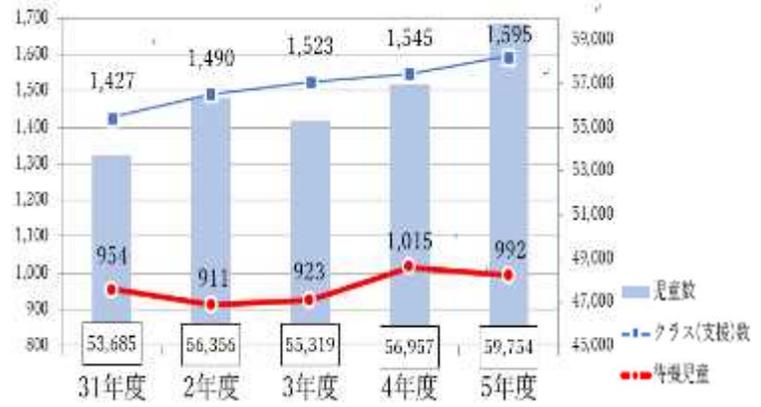
事業内容

R6当初 9,752千円

夏休み期間中のみ放課後児童クラブを利用希望する保護者(パートタイマー等)のニーズに応えるため、新たに夏休みに特化した放課後児童クラブを開所する場合の運営費を、**県独自事業として支援**する。(一部国庫事業も活用)

- 1 対象市町
待機児童が10名以上発生している市町
- 2 補助基準額
883千円 (20人未満クラスの場合)
1,066千円 (20人以上クラスの場合)
- 3 負担割合
県独自事業分 県1/2、市町1/2
国庫事業分 国1/3、県1/3、市町1/3

【県内放課後児童クラブの推移】



区分	開所要件	開所時間	職員配置
県独自事業	夏休み中に20日以上	8時間以上	支援員等2名以上
国庫事業 (放課後居場所緊急対策事業)	週3日以上	2時間以上	専門スタッフ1名以上

(参考)

既存事業 (放課後児童健全育成事業)	年間200日以上	8時間以上	支援員等2名以上
-----------------------	----------	-------	----------

新 保育所における放課後児童クラブ開設への支援モデル事業

事業内容

R6当初 8,000千円

高止まりしている放課後児童クラブの待機児童数を減少させるため、保育所の空き教室を活用した放課後児童クラブの開設を支援する。

1 補助対象経費

- ①放課後児童クラブ開設に必要な事務を行う職員雇上経費 【補助基準額】1,000千円
・学校などの関係機関との調整等にかかる人件費を支援
- ②放課後児童クラブを開設するのに必要な国庫補助対象外経費 【補助基準額】3,000千円
・ボールの飛び出し等を防止するためのフェンス設置工事に係る費用を支援

2 負担割合 県1/3、市町1/3(任意随伴)、事業者1/3

【放課後児童クラブ整備国庫補助事業】

- ・補助基準額:31,298千円
- ・負担割合 :国1/3、県1/3、市町1/3
- ・対象経費 :学校外でクラブを創設する場合の経費
(改修費・備品費等)

+

【県単独事業】

- ・補助基準額:4,000千円
- ・負担割合 :県1/3、市町1/3(任意随伴)、事業者1/3
- ・対象経費 :準備スタッフ雇上、フェンス設置



保育所機能の
維持・充実

+

クラブ開設を
促進

新 保育現場の給食提供のあり方合同研修事業

事業内容

R6当初 568千円

保育現場における栄養管理の実践や適切な給食提供の在り方など、適切な食事計画の作成に必要な知識を深め、幼少期における食習慣や栄養知識等を習得し、食の安全・安心意識の醸成に繋げる研修を実施する。

区分	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・認定こども園の施設長、栄養士 ○市町、健康福祉事務所の担当者
開催方法	<ul style="list-style-type: none"> ○会場開催(開催回数:1回) ⇒後日、県ホームページで配信
研修内容(案)	<ul style="list-style-type: none"> ○講義 <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が定める食事摂取基準の概要 乳幼児期における食習慣、栄養管理の重要性 個人の特性に応じた食事管理と、誤配食の防止 ○グループワーク



【研修イメージ】

【拡】 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト

事業内容

R6当初 38,200千円

児童養護施設等で育つ子どもたちの将来の選択肢を広げるため、新たに**小学生の習い事代や学習塾代、高校既卒者の予備校代**の一部を支援する。

1 学校生活充実支援事業

【新】小学生の習い事代への支援 習い事代の一部に措置費を支弁(5千円/月)

【新】小学生の学習塾代への支援 学習塾代の一部を補助(8千円/月)

高校生のクラブ活動費等支援 クラブ活動の用具購入費等の一部を補助(5千円/月)

2 進学支援事業

夢ふれあい交流事業 大学生モデルを知るため大学生との自然体験等を行うプログラムを実施

夢かたりあい交流事業 大学等進学を具体的にイメージするため大学生との語り合う機会を提供

【新】再チャレンジ進学応援事業 高校既卒者に対して**予備校代の一部を補助(25千円/月)**

就学等準備支援事業 大学等進学に必要な受験料、宿泊費等の一部を補助(200千円)

児童養護施設等進学支援事業 オンライン授業等に対応するための経費を支援(200千円)

3 就業等支援事業

就職支援セミナー等の開催 施設等退所後に必要な諸手続、金銭管理、就職等に関するセミナーを開催

就職活動等経費支援 セミナー等参加交通費等の一部を補助

新 ケアラーへの支援の充実

事業内容

R6当初 21,707千円

社会的養護経験者(ケアラー)への支援を充実するため、**ケアラーの専門相談窓口を開設**するとともに、**企業と連携した就労支援の強化**に取り組む。

1 ケアラー応援企業拡大プロジェクト

① 応援企業拡大事業

社会的養護理解促進事業	応援企業認定制度	応援企業表彰
社会的養護に関する 企業向け研修 や 入所児童との交流 を実施	ケアラーが 働きやすい企業 を認定するとともに、情報誌等で啓発	模範となる応援企業を表彰 し、取組を周知するシンポジウムを開催

② 雇用促進事業

就労の継続に課題を抱える者のため、応援企業に各企業で選定した**ワーク・エスコーター(寄り添い支援者)**を配置し、生活面も含めた伴走支援を実施



2 ケアラーの専門相談窓口の開設

施設等を退所したケアラーの状況が安定するまでの間、相談等の支援を実施
(自立支援コーディネーター、生活相談支援担当職員に加え、就労支援強化のための就労相談支援員を追加配置)

新 DV防止・被害者保護推進強化事業

事業内容

R6当初 10,760千円

兵庫県DV防止・被害者保護計画の第5期計画策定に加え、令和6年4月1日施行の「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」にかかる**県基本計画**に基づき、相談体制の強化等、DV被害者や**困難な問題を抱える女性へのさらなる支援の充実**を図る。

1 SNSを活用した相談窓口の設置

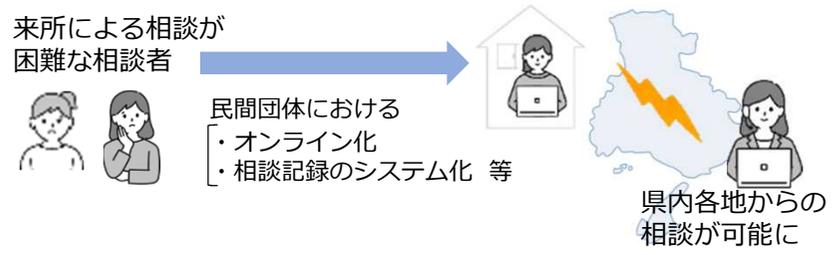
若年女性でも相談しやすい相談体制の整備や、早期に支援を実施するため、SNS等を活用した相談窓口を開設



2 ICTを活用したDV被害者等の支援

遠方のDV被害者等の相談に対応するために、オンライン相談を実施する民間団体への支援

- 《補助対象》 オンライン相談に必要な機器整備、回線工事、システム導入経費等
- 《負担割合》 国1/2、県1/4、事業者1/4 (補助上限額750千円)



3 民間団体立上支援事業

DV被害者等に対する相談を各地域で実施できるよう**民間団体の立ち上げの経費**の一部を支援

- 《補助対象》 備品購入費、広報経費、職員募集経費、人件費等
- 《負担割合》 国1/2、県1/2(補助上限額4,200千円)

新 ユニバーサルなスポーツ施設調査・検討事業

事業内容

R6当初 1,042千円

パラスポーツの振興を図るため、**県内スポーツ施設の現状調査等を実施し、障害者、健全者がともに使いやすい「ユニバーサルなスポーツ施設のあり方」を検討する。**

※ 調査対象施設: 体育館、プール、グラウンドを有する**既存スポーツ施設(約350施設)**

1 現状調査(アンケート調査)

《調査項目》

- ・ ユニバーサル対応の状況
(ハード面:障害者専用駐車場の有無、ソフト面:障害者減免の有無) 等
- ・ 種目毎の利用状況
- ・ 障害者利用の状況

2 現地視察(ヒアリング調査)

《調査対象施設》 [都市・郡部][公共・民間]の4施設

- ・ 障害者利用が多く改修に前向き
- ・ ユニバーサル対応の先進的な取組を実施

3 検討会開催(開催回数:3回程度)

- ・ 現状調査・ヒアリング**調査結果を踏まえた課題抽出**
- ・ **最適な施設のあり方の方向性の検討**



【障害者スポーツ交流館】



【ふれあいスポーツ交流館】

新 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会負担金

事業内容

R6当初 100,000千円

東京2020パラリンピック競技大会で醸成された機運やレガシーを絶やさず、パラスポーツの振興を図るため、**神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会を支援**する。

- 1 人的支援
 - 《派遣人数》 3名
 - 《派遣時期》 令和3～6年度
- 2 財政支援
 - 《負担額》 1億円



【大会ロゴマーク】



【会場：ユニバー記念陸上競技場】

【大会概要】

- 主催者 国際パラリンピック委員会(IPC)
- 運営主体 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会
 - ※会長:日本パラ陸上競技連盟会長(増田明美氏)、副会長:兵庫県知事、神戸市長他
- 競技日程 令和6年5月 17 日～25 日 計9日間
- 会場 神戸総合運動公園ユニバー記念陸上競技場(神戸市須磨区)
 - ※練習会場:しあわせの村(神戸市北区)等
- 種目数 171 種目
- 参加者数 約 100 の国と地域から選手約 1,300 人、役員約 1,000 人 計 2,300 人
 - ※来場予定者数は約9万人

【拡】 障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクト

事業内容

R6当初 2,767千円

障害者の芸術作品等の発表機会の確保、鑑賞機会の拡大、活動を支える人材育成の観点から、**芸術文化活動を行う障害者や団体等への多面的な支援**を実施する。

1 「する」作品展示・発表の支援

- ・常設展の開催[障害者アートギャラリー(原田の森ギャラリー内)]
- ・作品展示・発表会の開催支援(160千円/団体)



【障害者アートギャラリー】

2 「みる」鑑賞機会の拡大に向けたサポート

- ・障害者が芸術鑑賞する際の合理的配慮研修の実施
《対象者》 劇場・ホール等芸術文化施設の
運営者及びスタッフ



【合理的配慮研修】

【新】3 「ささえる」ユニバーサルなアート展示場の推進

- ・障害者芸術の認知度向上のため、県内市町で
巡回展を開催
《回数》 15か所



【障害者芸術】



【障害者芸術】

【拡】 障害児等職業体験事業

事業内容

R6当初 5,200千円

2025大阪関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため、大阪・関西万博「TEAM EXPO 2025」プログラムの共創パートナーとして参画している「キッザニア甲子園」での職業体験を通じて、未来の夢を育む機会を提供する。

1 対象

【拡】 知的・身体・精神障害児等(対象を知的障害のみから全障害種別に拡大)

2 参加人数 400名(対象拡充に伴う増、現行300名)

3 内 容 「キッザニア甲子園」を借上し、職業体験の機会を提供

4 回 数 1回(半日)

5 実施手法 委託((公財)兵庫県手をつなぐ育成会)



【拡】軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

事業内容

R6当初 7,090千円

国支援制度の対象外となる軽・中度難聴児に対する補聴器購入費等の助成について、**国の子ども補装具の所得制限撤廃(令和6年4月施行見込み)に準拠し、所得制限を撤廃する。**

- 1 実施主体 市町
- 2 対象者 0歳から18歳(到達年度末)で聴力レベル30dB以上70dB未満
【拡】 所得制限を撤廃
- 3 補助率 定額(1/3相当)
- 4 補助額 購入:2~5万円、交換:3~9千円

事業名	現行	令和6年度~
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	市町村民税所得割 23.5万円(世帯合算)未満	所得制限なし
<参考> 国制度(補装具費支給制度)	市町村民税所得割 46万円(最多課税者)未満	所得制限なし

【拡】 ひきこもり対策総合支援事業

事業内容

R6当初 91,966千円

ひきこもり状態にある方の増加に加え、女性割合の増加といった属性の変化など、支援のあり方が複雑化していることから、ひきこもり支援連携検討会議を踏まえ、ひきこもり対策を強化する。

区分	内容
1 市町への支援	
ひきこもり総合支援センターの設置	相談支援員2名(心理士4日/週)、電話相談員1名を配置
市町ひきこもり支援合同研究会	市町職員を対象とした合同研究会(体制構築の事例発表等)
学校や家庭以外の子どもの居場所支援	学習スペース、食事提供等を行うためのスペースや環境を提供
2 支援団体への支援	
【新】ひきこもり支援団体等運営力向上研修の実施	①支援団体の経営力向上研修 ②ひきこもり支援者スキルアップ研修
【新】ひきこもり支援団体等ネットワークの構築	全県的な支援団体等ネットワークを立ち上げ、情報交換の仕組みを構築
3 広域的な支援	
【拡】オンライン居場所の設置	Web会議アプリ(Zoom等)を活用したオンライン居場所を設置 ※設置数:10箇所(うち女性専用1箇所、対面開催にも対応3箇所)
ポータルサイトの運営	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、支援情報を発信
オンラインによるひきこもりを抱える家族交流の場の設置	ひきこもり状態にある方の家族がオンラインで交流できる場の設置 ※設置数:5箇所

担当課:福祉部障害福祉課身体・知的障害福祉班 連絡先:078-362-9497(内線3074)
福祉部こども政策課こども企画班 連絡先:078-362-3197(内線2980)

【**拡**】 障害者ピアサポート研修事業

事業内容

R6当初 3,000千円

ピアサポート活動(※)を通じて、**障害者の地域移行等を促進**するため、**ピアサポーター養成研修を拡充**する。

〔※ピアサポート活動
自らの障害や疾病の経験を活かし、障害当事者に対する相談・助言等を実施〕

1 対象者

- ・障害福祉サービス事業所等で現に活動もしくは活動を検討中のピアサポーター
- ・障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の専門職等

2 対象障害

【**拡**】 **全て**(令和5年度までは精神障害のみ)

3 定員 50名

4 研修内容

- ・基礎研修(ピアサポートの理解、コミュニケーションの基本など)
- ・専門研修(実務演習、関連施策の理解など)
- ・フォローアップ研修(研修の振り返り、障害特性の理解など)



【ピアサポーター養成研修】

新 入院者訪問支援事業

事業内容

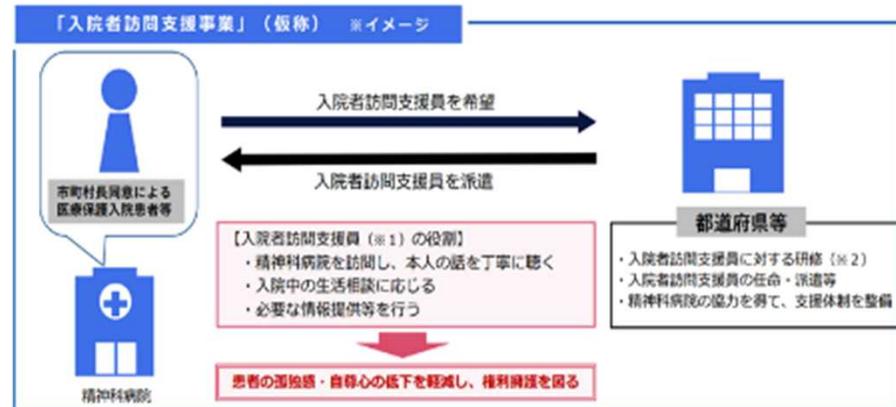
R6当初 1,101千円

入院者の孤独感や自尊心の低下を軽減し権利擁護を図るため、家族との交流の機会が乏しい**入院者に対する訪問支援事業**を**神戸市と共同で試行的に実施**する。(精神保健福祉法の改正(R6.4.1施行)により創設)

- 1 訪問支援員の養成研修 (回数:1回(2日間))
《対 象》 精神保健福祉士、相談支援事業所職員など
- 2 訪問支援員等の選任・派遣
《内 容》 ①研修終了者のうち適任と認めたものを訪問支援員として任命
②入院患者からの訪問希望に応じて訪問支援員を派遣
《派遣病院》 4病院
- 3 推進・実務者会議の開催 (回数:2回)
《内 容》 実施結果の振り返り、病院関係者や訪問支援員等との意見交換等を実施

<実施スケジュール>

区分	実施内容
R5 [準備期間]	国研修への参加(R6以降の県研修講師) 訪問支援会議の開催
R6 [試行期間]	訪問支援員の養成研修 訪問支援員等の選任・派遣(4病院のみ) 推進・実務者会議の開催
R7 [本格実施]	R6同様(4病院→全病院へ拡充)



※1 入院者訪問支援員には、患者の尊厳を保持し、常に患者の立場に立って誠実に職務を行うことを求めるほか、守秘義務を規定。
 ※2 具体的な研修内容は法令等で規定。例えば、精神医療保健福祉に関する制度や現状、精神科医療における障害者の権利擁護等を想定。

拡 依存症にかかる自助グループ活性化及び啓発促進等事業

事業内容

R6当初 11,149千円

依存症対策の推進は正しい知識の理解をさらに進めていくことが課題。R5年度より自助グループや大学と連携した啓発を行っているが、R6年度は新たに、**高校生と依存症のハイリスク者が多い働き盛り世代向けの啓発**にも取り組む。

1 自助グループ等への支援による活性化事業

- ・自助グループ等が行う研修、相談、啓発事業に対する助成
- ・補助上限500千円／団体(定額)

2 依存症の正しい理解を進める啓発事業

【新】高校生への啓発

学校等で活用できる**啓発用動画**の作成

【新】働き盛り世代への啓発

企業との連携、**デジタルサイネージ**による啓発

- ・大学生への啓発

大学や自助グループ等との連携による啓発

